

戸田市の環境

令和7年版（対象：令和6年4月から令和7年3月まで）



2026（令和8）年3月
戸田市 環境課

目 次

第1部 総 説

第1章 戸田市の環境行政

第1節 戸田市の概要	1
第2節 戸田市環境行政のあゆみ	3
第3節 戸田市の環境行政機構	7

第2部 「戸田市環境基本計画2021改定版」の進捗

第1章 重点プロジェクトの達成状況

第1節 脱炭素・気候変動適応プロジェクトの達成状況	8
第2節 身近なエコ・資源循環推進プロジェクトの達成状況	11
第3節 水循環・生物多様性保全プロジェクトの達成状況	12
第4節 環境交流プロジェクトの達成状況	13

第2章 戸田市地球温暖化対策実行計画の進捗

第1節 戸田市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）の進捗	15
第2節 戸田市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）の進捗	17

第3部 環境（公害）調査と現況

第1章 公害苦情	20
第2章 騒音	22

第4部 廃棄物処理の現況

第1章 廃棄物処理の現状

第1節 家庭ごみ処理の経緯と処理費用	24
第2節 ごみの総量と組成	27
第3節 し尿処理対策の処理状況	28
第4節 家庭ごみの収集日及びごみ集積所の数	29

第2章 資源ごみのリサイクル

第1節 分別収集とリサイクルの流れ	30
第2節 資源回収の収集量及び売却金額	31

第3章 その他の事業	33
------------	----

第1部 総 説

第1章 戸田市の環境行政

第1節 戸田市の概要

1. 戸田市の環境と地域特性

(1) 開発の歴史から見た地域の環境特性

戸田市は、埼玉県の南端に位置し、東西約7.2km、南北約3.9kmで、市域面積は、18.19km²あります。

元々、戸田市は荒川の氾濫原であり、肥沃な土壌をもつ平地となっていたことから、稲作を中心とした農業集落が形成されていました。

農業集落には、水田、畑、用水路、社寺林、屋敷林といった二次的自然環境が存在し、そこには多様な生物が生息し、人との共生関係が成立していました。

しかし、今日では市内の開発が進み、これらの自然環境の多くは失われてしまいました。また、産業の伸展と住民の増加による住工混在化は人々の住環境の悪化を招いています。

自然環境、住環境の改善と産業の両立など、これからの戸田市の環境を巡っては、様々な問題が山積しています。

また、地域の環境のあり方を考えるためには、地球規模の環境問題とも合わせて考えることが重要です。

これからの市の環境行政は地域の環境特性、土地利用の変遷を踏まえるとともに、地球温暖化やプラスチックごみなどの世界的な問題とも向き合い、長期的な視点に基づいて実施することが求められているといえるでしょう。

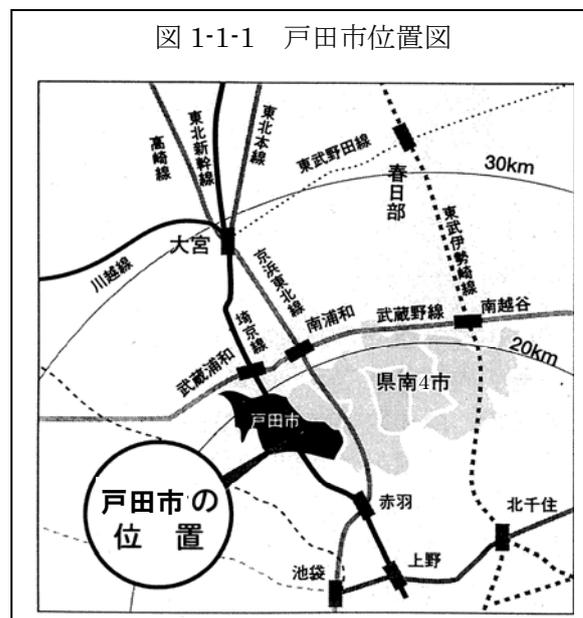
(2) 戸田市の環境問題の背景にある首都隣接型立地

近年の戸田市の形成は、昭和8年の戸田橋架け替えに始まります。首都からの動脈が拡大されたことにより重工業が進出し、戦後は東京の外延化として都内から戸田橋を渡って金属・機械、メッキ、出版・印刷などの小規模の工場が進出してきました。

一方、昭和29年の京浜東北線・西川口駅開業は東部地域に狭小宅地の開発や公団住宅建設を誘発し、ベッドタウン化を急速に進行させました。

その後、昭和39年に笹目橋が完成すると、西部地域では新大宮バイパス開通もあって、倉庫・運送業が進出してきました。

そして、首都圏の好立地を活かすために行われた、東部地域の後区画整理、中央地域の中部区画整理、西部地域の西部区画整理、北部区画整理を引き金に、食品加工、出版印刷、運輸通



信なども集中して進出し、産業とベッドタウンの顔を併せ持つ地域になりました。

その後も、首都高速、外かく環状道路の建設と埼京線3駅の開通によって都市型産業の進出の一方で、中高層マンション・商業施設の開発も盛んに行われています。

戸田市は、首都隣接立地による長短両側面を有するまちです。利便性が高く、経済、政治、文化等の潜在力も高いまちです。それはまちに活力をもたらすと同時に環境全般に負荷をかけることにもなります。道路網の集中は大気汚染、騒音・振動、交通事故、交通渋滞を引き起こしました。開発と産業進出の影響は河川の汚濁、緑地の減少、住工混在による公害・苦情の多発、そして豊かであった自然性の消失となって現れました。

こうした過去から引き継いだ地域特性を踏まえ、外部からの環境影響要因を規制しながら、開発と環境保全を調整したまちづくりが今後の課題になっています。

第2節 戸田市環境行政のあゆみ

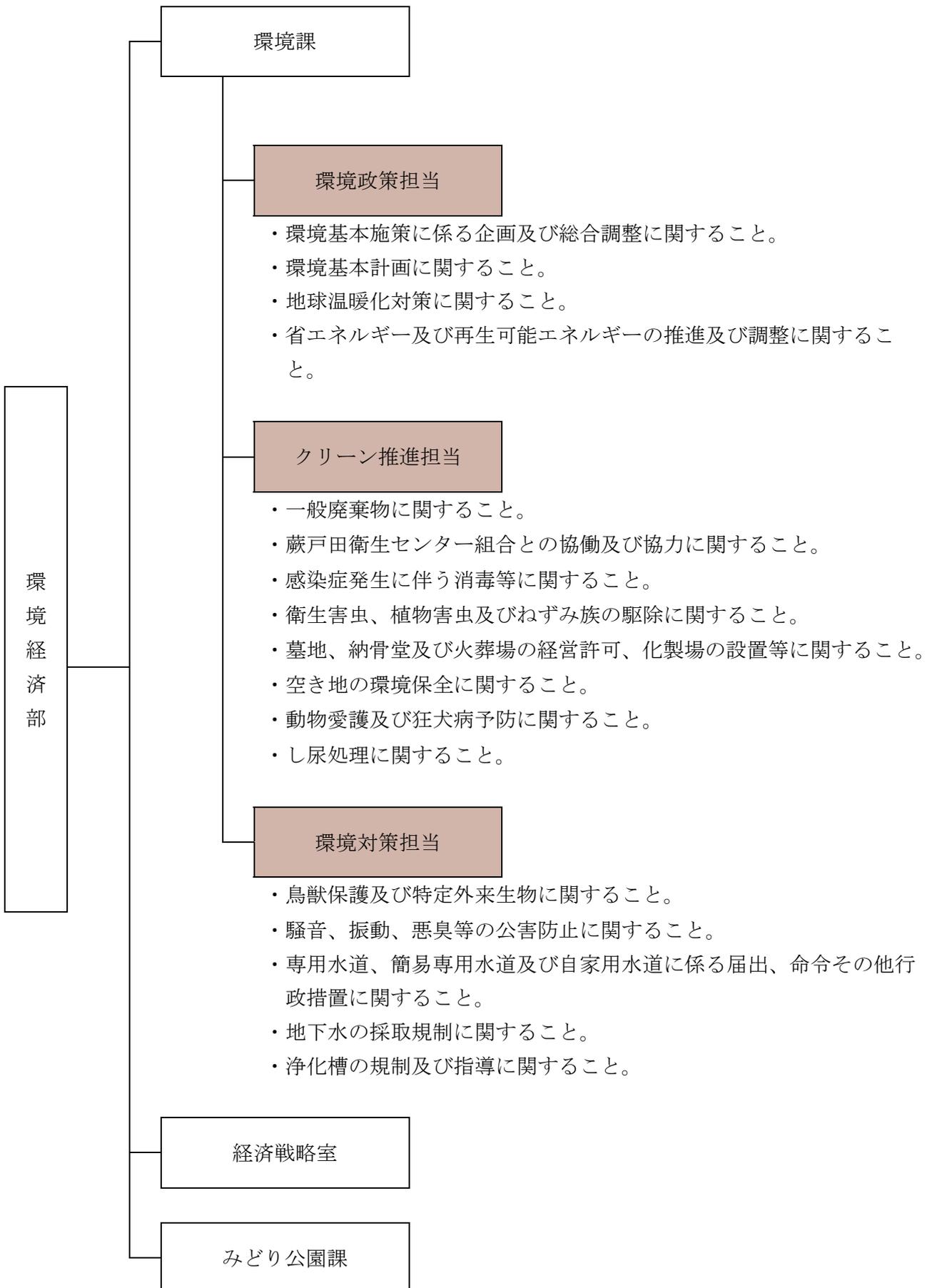
年	月	内容
平成12年	4	環境基本条例施行
		鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律に基づく鳥獣の飼養登録に係る事務の権限移譲
		埼玉県公害防止条例に基づく騒音、振動の届出、及び指導並びに悪臭、野外焼却の指導に係る事務の権限移譲
		I S O 1 4 0 0 1 認証取得にむけ環境方針を宣言
平成12年	6	とだ環境フェア2000開催
	10	戸田市環境保全率先実行計画を策定
	平成13年	3
平成13年	10	とだ環境フェア2001開催
	11	戸田市堤外笹目橋上流地域が鳥獣保護区に指定
	12	戸田市都市景観条例制定
平成14年	3	戸田市環境基本計画策定
		墓地、埋葬等に関する法律施行条例制定（平成14年4月1日施行）
	4	リサイクルプラザ稼働開始
		水道法に基づく専用水道の認可及び指導に係る事務の権限移譲
		浄化槽法に基づく届出に係る事務の権限移譲
		鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律に基づく有害鳥獣捕獲、販売禁止鳥獣等の販売の許可に係る事務の権限移譲
		埼玉県生活環境保全条例に基づく騒音、振動の届出、及び指導並びに悪臭、野外焼却の指導に係る事務の権限移譲
		墓地、埋葬等に関する法律に基づく墓地、納骨堂、火葬場の経営許可等に係る事務の法令移譲
		化製場等に関する法律に基づく化製場の設置等に関する事務の権限移譲
	5	とだ環境ネットワーク創設（第1回全体会）
とだ環境コミュニティスペース（E C O S）開設		
平成15年	6	環境常時監視測定局の測定項目見直し 修行目局、藪雨局（一酸化炭素）廃止
平成17年	3	戸田市環境保全率先実行計画（第2期）策定
		戸田市環境対策基金条例施行
	4	市民生活部環境クリーン室となる
		住宅用太陽光発電システム設置費補助事業開始
6	クールビズ開始	
平成18年	2	市庁舎太陽光発電火入れ式
		市庁舎風力発電竣工式
		戸田市地球温暖化対策推進事業補助金開始

年	月	内容
平成19年	3	戸田市環境基本計画見直し
	4	高効率給湯器等設置費補助事業開始
	6	ジャパンフラワーフェスティバルさいたま 2007金賞受賞
	10	フラワーセンター戸田開所
	12	サステナブル都市第3位 キャンドルナイトinとだ開催
平成20年	6	戸田市ポイ捨て及び歩行喫煙をなくす条例施行 12万人のキャンドルナイトinとだ開催
平成21年	2	戸田市環境保全率先実行計画（第3期）策定
	3	環境常時監視測定局の測定項目見直し 修行目局、藪雨局（浮遊粒子状物質、騒音）廃止
	12	戸田市地球温暖化対策条例制定
		サステナブル都市第16位
平成22年	3	戸田市環境方針改定
		埼玉県環境みらい都市認定
	4	環境常時監視測定局の測定項目見直し 砂場局（一酸化炭素、騒音）廃止
平成23年	3	戸田市地球温暖化対策実行計画策定
	4	戸田市電気自動車等導入費補助事業開始
		工業用水法に基づく許可及び指導に係る事務の権限移譲
		浄化槽法に基づく許可及び指導に係る事務の権限移譲
		埼玉県生活環境保全条例に基づくアイドリング・ストップの指導に係る事務の権限移譲
		埼玉県生活環境保全条例に基づく地下水採取の許可、届出及び指導に係る事務の権限移譲
	9	戸田市墓地等の経営の許可等に関する条例施行（墓地、埋葬等に関する法律施行条例の全部改正）
10	サステナブル都市第10位	
平成24年	4	騒音規制法に基づく規制地域及び規制基準等の指定に係る事務の法令移譲
		振動規制法に基づく規制地域及び規制基準等の指定に係る事務の法令移譲
		悪臭防止法に基づく規制地域及び規制基準等の指定に係る事務の法令移譲
		電気自動車用急速充電器運用開始（戸田市文化会館北側駐車場）
	10	第22回全国花のまちづくりコンクール
平成25年	2	とだ環境フォーラム2012開催
	3	戸田市環境基本計画見直し
		ごみ処理基本計画見直し
	4	環境経済部を設置 市民生活部環境クリーン室が環境経済部環境政策課及び環境クリーン推進課となる

年	月	内容
平成25年	4	モニタリングポストによる空間放射線量の常時測定開始
		水道法に基づく専用水道の認可及び指導並びに簡易専用水道の指導に係る事務の法令移譲
		浄化槽法に基づく設置届出内容が相当と認める通知に係る事務の権限移譲
		埼玉県生活環境保全条例に基づく騒音、振動に係る規制地域及び規制基準の指定の権限移譲
平成26年	2	経営革新度調査第8位
	4	建築物用地下水の採取の規制に関する法律に基づく地下水の採取に関する規制に係る事務の権限移譲
		埼玉県自家用水道条例の施行に係る事務の権限移譲
		廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく廃棄物再生事業者登録等に係る事務の権限移譲
		蕨戸田衛生センターにおいて、小型家電製品のピックアップ回収を開始
	10	市内公共施設13ヶ所に小型家電回収ボックスを設置
	11	戸田市地球温暖化対策地域協議会発足
12	エコライフDAYとだ10周年記念イベント開催	
平成27年	3	町会会館に太陽光発電設備を設置(新曽北町会館、喜沢2丁目会館)
	6	市内3駅周辺を「喫煙制限区域」に指定
平成28年	3	戸田市地球温暖化対策実行計画(改訂版)の策定
		町会会館に太陽光発電設備を設置(旭が丘町会新田町会)
		戸田市電力の調達に係る環境配慮方針の策定
		クールシェアとだ実行委員会の発足
	4	環境経済部環境政策課及び環境クリーン推進課が環境経済部環境課となる
	5	環境常時監視測定局の測定終了 修行目局、藪雨局廃止
	9	粗大ごみ処理手数料の改正
	11	生物多様性に優れた自治体ランキングで戸田市が1位となる
平成29年	3	町会会館に太陽光発電設備を設置(上町町会)
		フラワーセンター戸田閉所
7	県内初 公共施設にオープン型の宅配ロッカーを設置	
平成30年	3	北戸田駅西口にパーティション型の喫煙所を設置
平成31年	1	戸田市環境マネジメントシステムにおけるISO14001の認証を非継続
令和2年	3	戸田市ポイ捨て等及び歩行喫煙をなくす条例の一部改正の公布(令和2年10月1日施行)
	9	戸田公園駅西口の喫煙所を改築 喫煙所の囲いを植栽からパーティションに変更
令和3年	3	戸田市環境基本計画2021の策定
	4	埼玉県と共同で「戸田市気候変動適応センター」を設置
	6	戸田市職員フードドライブ開始

年	月	内容
令和4年	3	戸田市災害廃棄物処理計画の策定
	10	戸田市推奨ごみ袋発売開始
令和5年	1	埼玉版スーパー・シティプロジェクトへの参画
	7	TODA暮らしトランスフォーメーションの一環として、節エネガイドの全戸配布を実施
令和6年	2	市公式LINEによる粗大ごみ収集申し込みの開始
	3	市職員の上着・ネクタイ着用自由化の試行実施
		美里町と「森林の保全及び地球温暖化対策の推進に関する協定」を締結
		「2050年ゼロカーボンシティとだ」の表明
		戸田市環境基本計画2021改定版の策定
		戸田市版プラスチック・スマートアクションの策定
	4	ウォータースタンド株式会社と「プラスチックごみ削減の推進に関する協定」を締結
		戸田市省エネ家電製品買換費補助金開始
		戸田市再エネ100電力導入サポート協力金開始
		戸田市中小企業カーボンニュートラル促進事業費補助金開始
	6	戸田市公用車の電動車導入方針の策定
	8	戸田市地球温暖化対策地域協議会を解散し、戸田市環境審議会に一本化
	9	戸田市役所、彩湖自然学習センターにマイボトル専用の給水機を設置
	11	とだ・みさと 交流の森 植樹ツアーの実施
	12	とだ環境フェア実行委員会及びとだ環境ネットワークの解散
とだ環境イベント実行委員会の発足		
令和7年	3	一般廃棄物処理基本計画の策定
		埼玉県森林CO2吸収量の認証

第3節 戸田市の環境行政機構



第2部 「戸田市環境基本計画2021改定版」 の進捗

「戸田市環境基本計画2021改定版」については戸田市環境課ホームページをご確認ください。

戸田市環境基本計画に関するページ

<https://www.city.toda.saitama.jp/soshiki/212/kankyo-seisaku-kihonkeikaku.html>



第1章 重点プロジェクトの達成状況

第1節 脱炭素・気候変動適応プロジェクトの達成状況

1. 市域の温室効果ガス排出量削減の推進

指標	令和4年度 実績	令和7年度 目標	令和12年度 目標
市域の温室効果ガス削減率	18.18%	32.50%	46.00%
<p>基準年（平成25年度）の排出量 826,178t-CO₂ に対して、令和4年度の排出量は 676,005t-CO₂ であり、18.18%の削減率を記録した。令和3年度の削減率が 11.7%であったことに鑑みると、大幅に削減されている。埼玉県の記事資料によると、省エネの進展に加え、暖冬により暖房等の需要が減少したこと等が要因として考えられるとのこと。</p>			

指標	令和6年度 実績	令和7年度 目標	令和12年度 目標
市域の再生可能エネルギー導入量（累計）	12,170 kW	13,400 kW	17,500 kW
<p>基準年（令和4年度2023年3月末時点）の導入量 10,899kW に対して、令和6年度2025年3月末時点の導入量は 12,170kW であり導入量は着実に増加している。一方で、導入ペースが鈍化しており、現在のペースでは、令和7年度目標に達しないことから「戸田市ゼロカーボン推進補助金」を案内するなどして、太陽光発電設備の設置を促進したい。</p>			

指標	令和6年度 実績	令和7年度 目標	令和12年度 目標
環境配慮型システム設置費補助	142 件	-	-
<p>予算額は 18,500 千円、実績額は 12,046 千円で執行率 65%であった。執行率が振るわなかったのは、住宅価格が高騰していることで太陽光発電システム等のオプションに投じることができる費用が限られていることなどが考えられる。これを受け、令和7年度は、補助金制度を統廃合し、需要に応じた補助金の交付を可能とすることで、予算額を有効に活用できる体制を構築した。これに伴い指標を変更する。</p>			

指標	令和6年度 実績	令和7年度 目標	令和12年度 目標
電気自動車等導入費補助	20件	-	-
<p>予算額は8,750千円、実績額は1,900千円で執行率21%であった。世界的にもEVは販売不振にあり、アーリーアダプターの需要が一巡したことなどが要因として考えられる。これを受け、令和7年度は、補助金制度を統廃合し、需要に応じた補助金の交付を可能とすることで、予算額を有効に活用できる体制を構築した。これに伴い指標を変更する。</p>			

指標	令和6年度 実績	令和7年度 目標	令和12年度 目標
自転車通行空間の整備	13.85km	14.25km	18.50km
<p>令和6年度に1,020mの自転車通行空間の整備を実施したことで、整備済みの自転車通行空間の総距離を13.85kmに伸ばした。令和7年度の目標値は14.25kmであるため、引き続き自転車通行空間の整備に取り組むことで達成を目指す。</p>			

指標	令和6年度 実績	令和7年度 目標	令和12年度 目標
コミュニティバス「toco」の 年間利用者数	390,649人	370,000人	-
<p>年末年始の定期運休日以外は、天候や災害などの影響による臨時運休もなく事業計画どおりの運行を行った。また令和6年度の利用者数は、コロナ禍前の令和元年度（利用者数：367,996人）を上回る水準まで回復することが出来た。</p>			

2. 市の事務事業による温室効果ガス排出量の削減

指標	令和6年度 実績	令和7年度 目標	令和12年度 目標
公用車への電動車導入実績（割合）	100%	100%	100%
<p>令和6年度に導入した新規車両7台すべて、電動車を導入した（代替可能な電動車がないトラックなどの導入車両2台は除く）。また、2台分の電気自動車の充電設備を追加した。</p>			

指標	令和6年度 実績	令和7年度 目標	令和12年度 目標
事務事業の温室効果ガス排出量（削減率）	8.02%	35.30%	50.00%
<p>基準年（平成25年度）の排出量11,528t-CO₂に対して、令和6年度の排出量は10,604t-CO₂であり、8.02%の削減率を記録した。前年度比で温室効果ガス排出量が減少したのはコロナ禍明けでは初めてのことであり、蕨戸田衛生センターのごみ発電を活用したことなどが数値として表れている。</p>			

3. 気候変動・気象災害への備えの強化

指標	令和6年度 実績	令和7年度 目標	令和12年度 目標
雨水整備率	72.5%	73.5%	-
令和6年度に雨水築造工事を実施することで、整備率を72.5%に高めた。引き続き雨水築造工事に取り組むことで令和7年度目標値の達成を目指す。			

指標	令和6年度 実績	令和7年度 目標	令和12年度 目標
さくら川護岸改修整備率	55.8%	60.1%	-
令和6年度はさくら川護岸改修工事を約45m実施したことで、55.8%に整備率を高めた。令和7年度も引き続き改修整備を進めていく。			

指標	令和6年度 実績	令和7年度 目標	令和12年度 目標
公共施設でのクールシェア実施数	16施設	16施設	16施設
市内公共施設16施設をクールシェアスポットとして周知し、夏季にはステッカーの掲示、ウェットティッシュの配布を行った。次年度以降は、設置の目的を明確にするため、名称を節エネスポットに変更する。			

第2節 身近なエコ・資源循環推進プロジェクトの達成状況

1. 身近なエコ活動の推進

指標	令和6年度 実績	令和7年度 目標	令和12年度 目標
国民運動「デコ活」の啓発回数	3回	2回	2回
ポスターを環境課のパーテーションに掲示、市ホームページにおいて啓発用のページを新設、広報6月号で特集ページを設けることで啓発に努めた。次年度以降も掲示、ホームページを活用することで、意識の醸成を図りたい。			

2. 資源循環の推進による環境負荷の低減

指標	令和6年度 実績	令和7年度 目標	令和12年度 目標
市内から出たごみの 1人1日当たりの排出量	820g	680g	661g
ごみの出し方マニュアルを更新し、分別方法やごみ出しマナー、リサイクル家電等の市で収集できないものの処理方法を周知した。また、宅地開発指導条例による各課協議時に集積所に関する指導を行った。指標の令和5年度実績が845gであったため、減少傾向にあるが、排出量の更なる抑制を推進するため、周知等に努める。			

指標	令和6年度 実績	令和7年度 目標	令和12年度 目標
市内で排出された 一般廃棄物のリサイクル率	19.4%	23.0%	25.0%
不用品登録や再生家具の販売について、ホームページや市広報により周知した。指標の令和5年度実績が19.2%であったため、リサイクル率は高まっているが、令和7年度の目標達成に向けて周知等に努める。			

3. 環境美化の推進

指標	令和6年度 実績	令和7年度 目標	令和12年度 目標
市内で発生した不法投棄 (家庭ごみ集積所)の件数	1,195件	1,298件以下	1,298件以下
住民から通報のあった場所や、過去に不法投棄の発生した場所を中心にパトロールを行った。指標の令和5年度実績が1,556件であったため、パトロールの実施が件数の減少に寄与していると思われる。			

指標	令和6年度 実績	令和7年度 目標	令和12年度 目標
530運動におけるごみの回収量	13,075g	16,460g	16,460g
指標の令和5年度実績が15,745kgであったため減少傾向にある。路上のポイ捨てが減ってきていることや、530運動だけでなく、市民、事業者が自主的に清掃活動を実施していることが要因と思われる。			

第3節 水循環・生物多様性保全プロジェクトの達成状況

1. 水循環・生物多様性の保全の推進

指標	令和6年度 実績	令和7年度 目標	令和12年度 目標
下水道整備普及率	96.3%	96.7%	-
令和6年度に汚水築造工事を実施することで、整備率を96.3%に高めた。引き続き汚水築造工事に取り組むことで令和7年度目標値の達成を目指す。			

注)「緑地面積」、「市街化区域の緑被率」、「緑化推進重点地区の緑被率」の項目については、5年に1度の測定のため、令和6年度の実績はありません。

2. 生活環境の保全の推進

指標	令和6年度 実績	令和7年度 目標	令和12年度 目標
浄化槽法定検査実施率	27.8%	33.0%	35.0%
浄化槽の管理者に対し、広報記事を掲載して適正な維持管理を求めた。 維持管理状況が不明だった浄化槽9基について現地調査を行い、適切な維持管理について指導を行った。なお、法定検査実施率については27.8%であった。			

第4節 環境交流プロジェクトの達成状況

1. イベントや環境活動などによる環境啓発の推進

指標	令和6年度 実績	令和7年度 目標	令和12年度 目標
とだ環境フェアの参加者数	384人	300人	330人
<p>学生展示スペースをコンペティション形式にしない、新たなキッチンカー・模擬店舗に参加してもらう、ポスターのデザインを低年齢層向けの明るいイメージのものに変更する、などの取組の結果、会場をあいパルとした平成30年度以降で最多の来場者を集めることに成功した。とだ環境フェア実行委員会が令和6年12月13日をもって解散したことから新たな体制で次年度以降は開催する。</p>			

指標	令和6年度 実績	令和7年度 目標	令和12年度 目標
とだグリーンウェイブ植樹参加団体数	10団体	300人	330人
<p>令和6年3月～6月にとだグリーンウェイブ2024を実施し、10団体により33本の植樹を行った。また、とだグリーンウェイブのパネル展示を令和6年6月に実施し、PRを図った。なお、近年は参加団体数が減少傾向にあるため、令和7年度については、実施方法の見直しを行い、参加団体数の増加に繋げていきたい。</p>			

指標	令和6年度 実績	令和7年度 目標	令和12年度 目標
河川イベント参加者数	86人	1,698人	1,836人
<p>令和6年度は笹目川フェスタが雨天により中止となり、清掃イベントの参加者のみ計上となったため参加者数が減となった。令和7年度も引き続き多くの方に参加してもらえるように周知・啓発を行っていく。</p>			

指標	令和6年度 実績	令和7年度 目標	令和12年度 目標
環境出前講座、 まちづくり出前講座等の実施回数	8回	-	-
<p>とだ環境ネットワークによる環境出前講座を5件（令和5年度 3件）、職員によるまちづくり出前講座を3件（令和5年度 2件）を実施した。いずれも令和5年度よりも件数を増やしたが、目標として設定していた12回には到達していない。とだ環境ネットワークが令和6年12月13日をもって解散したことから、指標を変更し、埼玉県のを制度を周知、活用していく。</p>			

2. 学校教育や講座、体験学習などによる環境学習の支援

指標	令和6年度 実績	令和7年度 目標	令和12年度 目標
自然学習講座の実施回数	39回	33回	33回
令和6年度は39回の自然学習講座を実施した。令和7年度についても前年度と同数の講座実施を予定している。			

指標	令和6年度 実績	令和7年度 目標	令和12年度 目標
彩湖自然学習センター授業の実施校数	12校	12校	12校
令和6年度は市内の小中学校全12校で実施した。令和7年度についても引き続き全12校での実施を目指す予定である。			

3. 協働・連携による環境保全の推進

指標	令和6年度 実績	令和7年度 目標	令和12年度 目標
共創のまちづくり補助金による支援団体数	1団体	5団体	5団体
SDGs応援事業補助のコースを活用し、保護猫についての周知イベントに補助金を交付した。引き続き、環境保全に関する市民活動に共創のまちづくり補助金を活用してもらえよう周知啓発を行っていく。			

指標	令和6年度 実績	令和7年度 目標	令和12年度 目標
地域通貨戸田オールを活用した環境団体や環境に係る事業を実施した団体数	1団体	4団体	4団体
1団体の実施があり、市民活動団体のごみ拾いに関する運動を行った。引き続き、環境保全に関する地域活動に地域通貨戸田オールを活用してもらえよう周知啓発を行っていく。			

第2章 戸田市地球温暖化対策実行計画の進捗

第1節 戸田市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）の進捗

1. 計画の目的・役割

戸田市では、市域全体の温室効果ガスの排出量を削減し、持続可能な社会を実現することを目的として、県内でも比較的早く平成21年12月に「戸田市地球温暖化対策条例」を制定しました。

これを受け、市民（市民団体）・事業者と市が一体となって地球環境への負荷を減らしていくために、市域での取組の方向性を定めたものが「戸田市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」です。

現行の計画は「戸田市環境基本計画2021改定版」に内包されています。

2. 計画の期間

令和3年度から令和12年度までの10年間の計画期間としています。社会情勢の変化などにより令和5年度に見直しを行っております。

3. 対象とする温室効果ガス

二酸化炭素（CO₂）、メタン（CH₄）、一酸化二窒素（N₂O）、ハイドロフルオロカーボン（HFC）、パーフルオロカーボン（PFC）、六ふっ化硫黄（SF₆）、三ふっ化窒素（NF₃）の7種類とします。

4. 温室効果ガス排出削減目標

戸田市では、国と埼玉県の温室効果ガス削減目標を踏まえ、削減目標を以下のように設定しています。

令和12年度の温室効果ガス排出量を平成25年度比で46%削減する。

5. 温室効果ガスの排出状況の報告

市域の温室効果ガスの排出状況について、埼玉県が調査・公表している「埼玉縣市町村温室効果ガス排出量推計報告書」の戸田市の最新結果（令和4年度実績）を表2-2-1のとおり報告します。

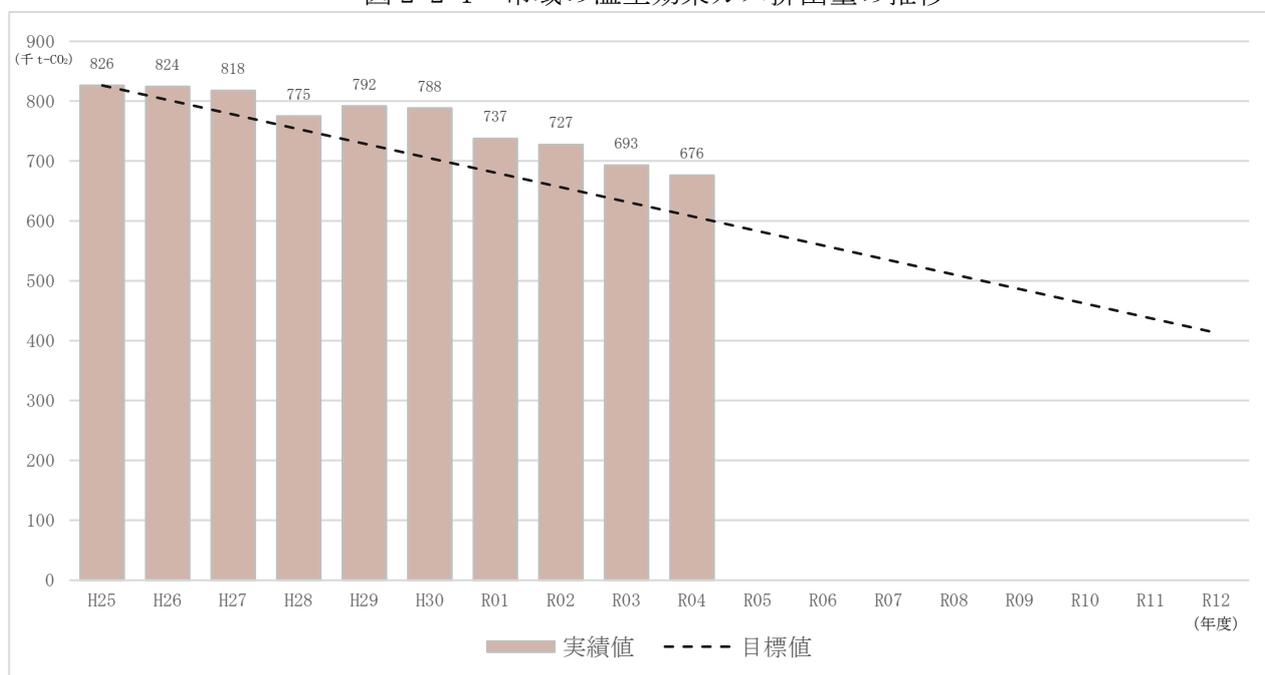
表2-2-1 市域の令和4年度における温室効果ガスの排出状況報告[単位:千t-CO₂]

部門・分野	平成25年度 (基準年度)	令和12年度 (目標年度)		令和4年度 (実績値)	
	排出量	排出量	削減率 (平成25年度比)	排出量	削減率 (平成25年度比)
温室効果ガス総排出量	827.1	623.5	46.0%	676.0	18.2%
産業部門	194.0	171.7	35.4%	146.4	24.5%
業務その他部門	227.9	150.7	49.1%	194.6	14.6%
家庭部門	212.6	150.7	64.2%	158.2	25.6%
運輸部門	177.8	136.3	64.2%	161.8	9.0%
一般廃棄物の焼却	13.1	12.7	12.8%	14.5	▲10.4%

- *1 排出量の数値は「埼玉縣市町村温室効果ガス排出量推計報告書」の結果を使用
- *2 令和12年度の部門・分野別の排出量は、令和2年度における部門・分野別の構成比をもとに試算
- *3 目標値及び目標の削減率は「戸田市環境基本計画2021改定版」の数値を引用

令和4年度における市域の温室効果ガスの排出状況は、676,005t-CO₂で基準年度である平成25年度の排出量826,178t-CO₂と比較して18.18%減少しました。

図2-2-1 市域の温室効果ガス排出量の推移



第2節 戸田市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）の進捗

1. 計画の目的・役割

戸田市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）は、市の事務事業における温室効果ガスの排出量の削減並びに吸収作用の保全及び強化のための計画です。地球温暖化対策推進法第21条第1項で策定が義務付けられており、市は、自ら率先的な取組を行うことにより、市域の市民・事業者の模範となることが求められています。

現行の計画は「戸田市環境基本計画2021改定版」に内包されています。

2. 計画の期間

令和3年度から令和12年度までの10年間を計画期間としています。社会情勢の変化などにより令和5年度に見直しを行っております。

3. 対象とする温室効果ガス

二酸化炭素（CO₂）、メタン（CH₄）、一酸化二窒素（N₂O）の3種類とします。

4. 温室効果ガス排出削減目標

戸田市では、国と埼玉県の温室効果ガス削減目標を踏まえ、削減目標を以下のように設定しています。

令和12年度の温室効果ガス排出量を平成25年度比で50%削減する。

5. 算定対象とする施設

温室効果ガス排出量の算定にあたっては、部門や項目により対象施設の範囲が異なります。

「業務その他部門」の対象施設は、市が管理運営している施設のほか、外部への委託及び指定管理者制度により管理している施設が対象となります。「運輸部門」の対象は、市が管理運営している施設で使用している公用車が対象となります。

6. 温室効果ガスの排出状況の報告

令和5年度における戸田市の事務事業に係る「温室効果ガス排出量」は、下表のとおり 10,604t-CO₂（基礎排出係数）で、基準年度である平成25年度の排出量 11,528t-CO₂（基礎排出係数）、と比較して 8.0%の減少となりました。

表 2-2-2 事務事業における令和6年度の温室効果ガスの排出状況報告

項目		平成25年度 (基準年度)	令和6年度 (実績値)			前年度との比較		
エネルギー項目	単位	使用量(①)	使用量(②)	削減状況 (②-①)	削減率 (平成25年度比)	前年度使用量 (排出量)	増減 状況	
業務 その他 部門	電気使用量	kWh	18,267,546	19,189,356	▲921,810	▲5.0%	19,736,352	↘
	都市ガス使用量	m ³	776,846	1,282,490	▲505,644	▲65.1%	1,211,927	↗
	LPガス使用量	kg	22,085	5,057	17,028	77.1%	11,237	↘
	A重油使用量	L	41,951	13,060	28,891	68.9%	12,696	↗
	灯油使用量	L	141,626	23,559	118,067	83.4%	37,804	↘
	軽油使用量	L	396	545	149	▲37.6%	804	↘
	ガソリン使用量	L	-	192	▲192	-	140	↗
運 輸 部 門	ガソリン使用量	L	48,194	48,062	132	0.3%	50,435	↘
	軽油使用量	L	10,599	14,396	3,797	▲35.8%	13,880	↗
	走行距離	km	349,185	305,321	▲43,864	▲12.6%	302,239	↗

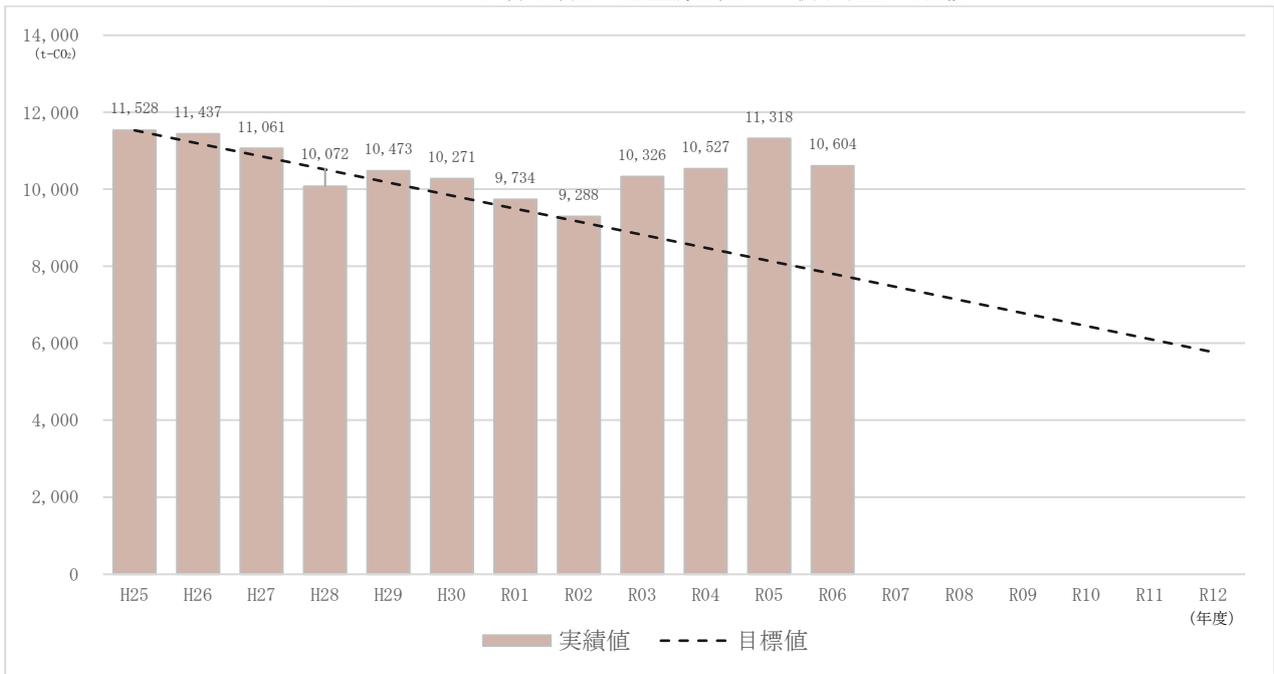
項目	単位	平成25年度 (基準年度)	令和6年度(実績値)			目標削減率	達成 状況
		排出量 (①)	排出量 (②)	削減状況 (②-①)	削減率 (平成25年度比)		
温室効果ガス排出量 (基礎排出係数)	t-CO ₂	11,528	10,604	924	8.0%	18.9%	×
エネルギー使用量 (原油換算)	kL	5,826	5,767	59	1.0%	-	-

*1 電力の排出係数は、電力事業者別排出係数の令和5年度実績（環境省令和7年3月18日公表）を使用

*2 削減率の▲は、基準年度よりも増加していることを示す。

*3 令和4年度実績分までは基礎排出係数、調整後排出係数を分けて記載しておりましたが、電気の排出係数の定義見直しが行われたため、基礎排出係数のみの記載となっております。なお、調整後排出係数においても温室効果ガス排出量は同値でした。

図 2-2-2 事務事業の温室効果ガス排出量の推移



第3部 環境（公害）調査と現況

第1章 公害苦情

第1節 苦情件数

令和6年度に本市で受理した公害苦情件数は、59件ありました（大気、水質、騒音、振動、悪臭、その他、なお同一苦情については主なものを1件として数えています）。

種類別にみると、騒音が24件で最も多く、悪臭17件、大気8件、振動7件と続いています。

以下に規制対象別の表3-1-1を示します。

表3-1-1 令和6年度公害苦情件数（規制対象別）（件）

		法令根拠				合計
		法律	条例	なし	小計	
大気	焼却（野焼き）	0	1	0	1	8
	ばい煙	0	0	2	2	
	粉じん	0	0	3	3	
	自動車	0	2	0	2	
水質		0	0	1	1	1
騒音	産業用機械作動	0	0	12	12	24
	工事・建設作業	0	0	5	5	
	自動車	0	0	2	2	
	その他	0	0	5	5	
振動	産業用機械作動	0	0	1	1	7
	工事・建設作業	0	0	5	5	
	自動車	0	0	0	0	
	その他	0	0	1	1	
悪臭	産業用機械稼働	0	0	7	7	17
	飲食店等店舗	0	0	0	0	
	不明	0	0	4	4	
	その他	0	0	6	6	
その他	鳥の糞害	0	0	2	2	2
	その他	0	0	0	0	
合計		0	3	56	59	59

第2節 苦情件数の推移

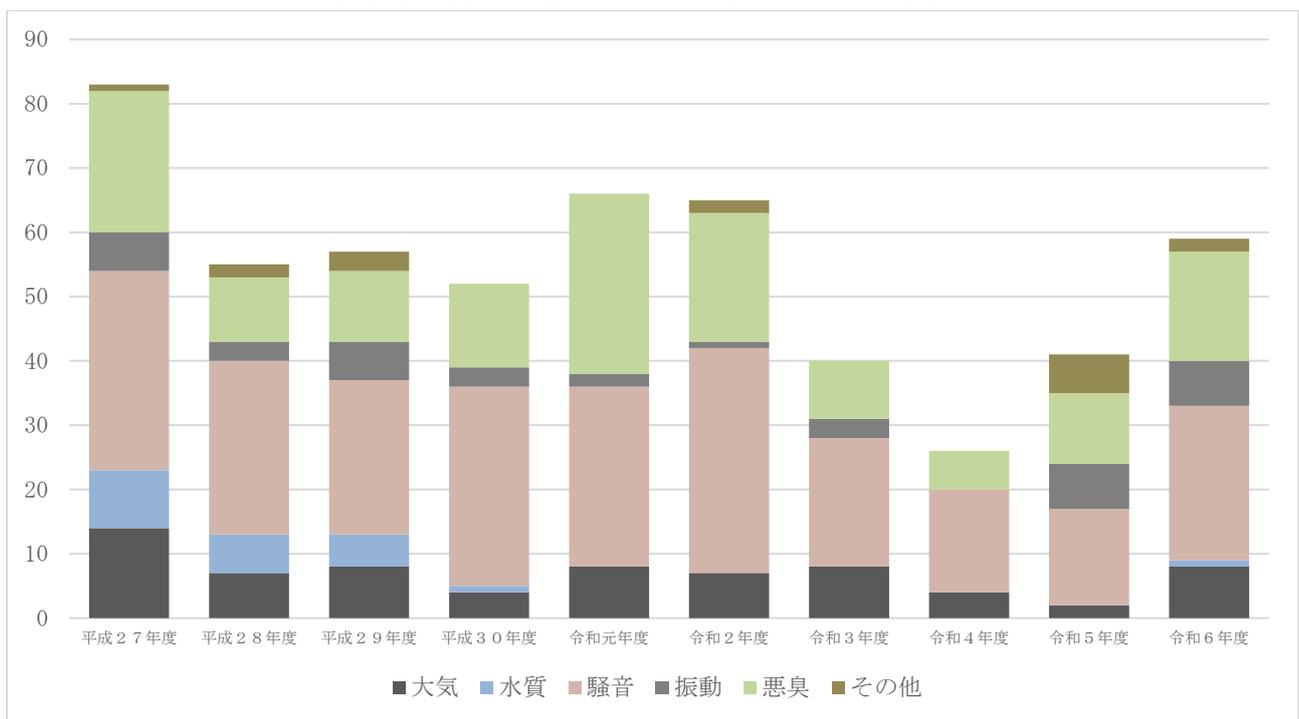
本市の過去10年間における公害苦情の推移を表3-1-2、図3-1-1に示します。
騒音、悪臭、大気に係る申立について、前年度より増加しました。

表3-1-2 過去10年間における公害苦情の推移(平成27年度～令和6年度) (件)

年度 公害区分	平成 27	28	29	30	令和 元	2	3	4	5	6
大気	14	7	8	4	8	7	8	4	2	8
水質	9	6	5	1	0	0	0	0	0	1
騒音	31	27	24	31	28	35	20	16	15	24
振動	6	3	6	3	2	1	3	0	7	7
悪臭	22	10	11	13	28	20	9	6	11	17
その他	1	2	3	0	0	2	0	0	6	2
合計	83	55	57	52	66	65	40	26	41	59

同一苦情については1件として数えた件数

図3-1-1 公害苦情件数の推移(平成27年度～令和6年度) (件)



第2章 騒音

本市では、自動車騒音の実態を把握するため、市内の高速自動車道、一般国道及び県道を5つに組分け、令和4年度からそれぞれの路線における騒音と面的評価を開始しました。以降5年間のローテーションで順次測定を行う予定です。

本年（令和6年度）の測定対象路線は、一般国道17号（高速5号池袋線及び高速埼玉大宮線併設）です。

第1節 騒音

各測定地点における時間区分ごとの等価騒音レベルを算出し、要請限度及び環境基準と比較したものを表3-2-1に示します。

結果は、夜間における環境基準及び一部地点の夜間の要請限度において基準超過が見られました。

表 3-2-1 要請限度・環境基準の超過状況

路線名	測定地点	騒音測定結果 【単位：dB】		環境基準との比較		要請限度との比較	
		昼間 6～22時	夜間 22～6時	昼間	夜間	昼間	夜間
		LAeq	LAeq	6～22時	22～6時	6～22時	22～6時
一般国道17号 (高速5号池袋線併設)	笹目 3-11-14 付近	69	66	適	不適	適	適
一般国道17号 (高速さいたま大宮線併設)	美女木 2-26-6 付近	74	73	不適	不適	適	不適
環境基準		70	65	-	-	-	-
要請限度		75	70	-	-	-	-

第2節 面的評価

各路線において、道路端から50mの範囲の住居について騒音レベルを推計し、環境基準と比較したものを表3-2-2に示します。

結果は、環境基準を達成した戸数の割合は76.2%となりました。本年の対象路線が高速自動車国道併設の一般国道であり、昼夜を問わず通行量が多いことが影響していると考えられます。

表 3-2-2 面的評価結果

路線名	全体	内訳		割合
	対象戸数	非達成戸数	達成戸数	
	(戸)	(戸)	(戸)	(%)
一般国道17号(高速5号池袋線及び高速埼玉大宮線併設)	665	158	507	76.2

図 3-2-1 自動車騒音測定地点位置図



用語の解説

- 自動車騒音** 自動車の走行に伴い発生する騒音で、主な発生源はエンジン音、排気音及びタイヤと路面の摩擦音です。特に大型トラック、バス等が問題となっています。
- 面的評価** 道路端における騒音レベルの測定値、道路構造、及び周辺の建物密度などから道路周辺の全体的な騒音レベルの推計を行い、実際に道路付近（道路端から50mまで）に立地する住居での騒音レベルについて、環境基準を満たす割合を算出し、達成状況を評価するものです。
- 要請限度** 自動車による騒音がこの値を超えることにより、周辺の生活環境が著しく損なわれる場合、公安委員会へ要請できる基準です。
- 環境基準** 人の健康を保護し生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準です。

第4部 廃棄物処理の現況

第1章 廃棄物処理の現況

第1節 家庭ごみ処理の経緯と処理費用

1. 家庭ごみ処理の経緯

本市では、「戸田市総合振興計画」及び「ごみ処理基本計画」に基づき各種事業の推進を図っていますが、ここでは、家庭ごみの分別に係る状況の詳細を下表にてご紹介します。

表4-1-1 家庭ごみの分別状況等詳細

分別等状況		経緯	収集回数
ごみ袋の透明・半透明化		平成 7年 7月 ～	—
粗大ごみの有料化		平成12年 9月 ～	
リサイクルプラザの稼働		平成14年 4月 ～	
家庭ごみの18分別		平成14年 9月 ～ 平成30年3月	
家庭ごみの19分別		平成30年 4月 ～	
①	もやすごみ	昭和31年 5月 ～	週2回
②	ペットボトル	平成 5年 4月 ～	週1回
③	プラマーク容器包装	平成14年 9月 ～	週1回
④	雑紙	平成14年 9月 ～	
⑤	二次電池	令和 6年 4月 ～	週1回
⑥	体温計・血圧計・蛍光管	平成 7年12月 ～ 平成12年3月 平成12年 4月 ～	月1回
⑦	乾電池・ボタン電池・ライター		週1回
⑧	消火器・バッテリー		
⑨	不燃物等	昭和43年 4月 ～	週1回
⑩	スプレー缶・カセットコンロ用ガスボンベ	平成 9年 4月 ～ 平成12年3月 平成12年 4月 ～	月1回 週1回
⑪	カン・金属類	昭和62年 6月 ～ 平成 2年6月 平成 2年 7月 ～	月1回 週1回
⑫	布類		
⑬	新聞・チラシ		
⑭	ダンボール		
⑮	雑誌・本・ノート・辞典		
⑯	ビン類（生きビン）		
⑰	ビン類（雑ビン）		
⑱	紙パック	平成 9年 4月 ～	週1回
⑲	シュレッダー	平成30年 4月 ～	週1回
⑳	粗大ごみ	昭和53年 4月 ～	申込制

日常生活の中で発生するごみには再利用できるものが多く含まれているため、平成14年9月より家庭ごみの18分別（プラスチック製容器包装と雑紙の区分を追加）を、平成30年4月より19分別（紙類にシュレッダーの区分を追加）を市民に呼びかけ、家庭ごみの再資源化・減量化を図っています。

また、このことに加えて、生ごみの減量化を図るために、家庭から出た生ごみを溜めた生ごみバケツの回収を通じて「生ごみバケツと花苗交換事業」を実施しています。同事業は、平成19年10月よりフラワーセンター戸田で実施していましたが、平成22年5月、蕨戸田衛生センターの敷地内にリサイクルフラワーセンターを開所したことにより、現在は、蕨市と共同で実施する形を取っています。

同センターにおいては、年間約11万鉢の花苗生産が可能となっていますが、障がい者及び高齢者を積極的に雇用することにより、環境と福祉の融合を図っています。

表 4-1-2 リサイクルフラワーセンター詳細

リサイクルフラワーセンター		
規模	面積	8,746.34㎡
	設備	温室3基(653.49㎡)、管理棟1棟、堆肥棟1棟、発芽室1室
目的	<ul style="list-style-type: none"> ・生ごみのリサイクルによる堆肥化・減量化 ・障がい者・高齢者の雇用促進 ・戸田市・蕨市への花苗提供 ・花のまちづくりの推進によるコミュニティ ・ボランティア育成等環境教育の促進 	
施設運営	蕨戸田衛生センター組合	

なお、同センターにて製造された生ごみ堆肥「戸田の力」については、花苗の栽培に活用しているだけでなく、姉妹都市である美里町の農地へ搬入し、現地の農家にご協力いただきながら、米等の低農薬栽培を実施しており、学校給食の食材（米）として利用されるなど、本市における食品リサイクルの先駆的な取り組みとなっています。

図 4-1-1 生ごみの堆肥化について



2. 処理費用

市内の各家庭から出されたごみは、蕨戸田衛生センターで分別・焼却処理等を実施しており、これらの事業を実施するための費用として、市から同センターに支払う「組合分担金」や、各種ごみの収集運搬に係る「収集運搬費」及び「その他経費」の内訳は下表のとおりとなります。

表 4-1-3 令和6年度 塵芥し尿処理委託料・組合分担金

※人口・世帯数は各年4月1日現在

区分	世帯数	人口	決算額 (千円)	1世帯当り		1人当り	
				年額 (円)	1日 (円)	年額 (円)	1日 (円)
組合分担金	69,414	141,988	900,656	12,975	35.5	6,343	17.4
収集運搬費			593,745	8,554	23.4	4,182	11.5
その他経費			90,383	1,302	3.6	636	1.7
合計			1,584,784	22,831	62.5	11,161	30.6

図 4-1-2 市の一般会計とごみ処理費

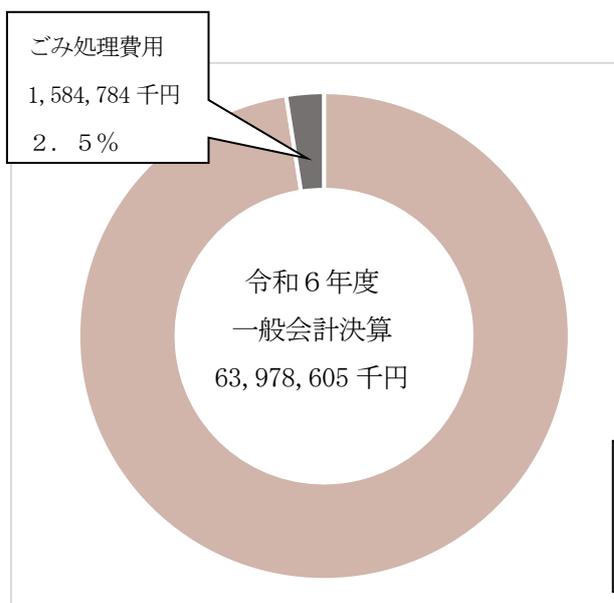
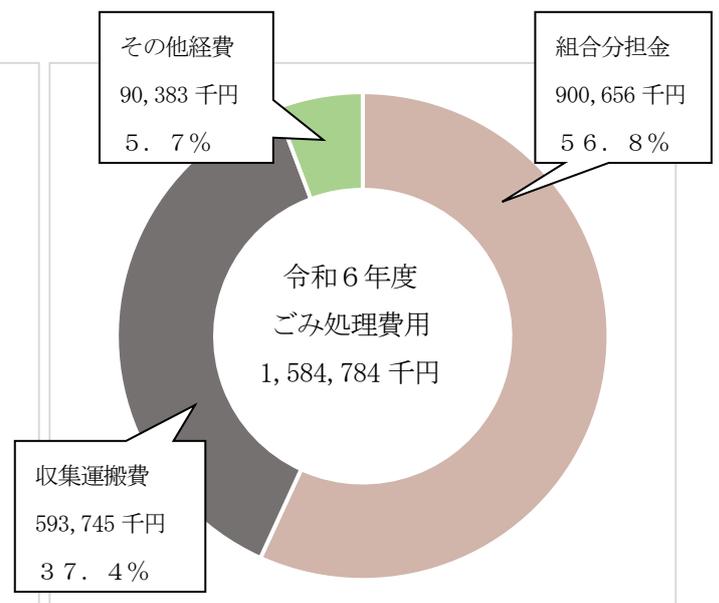


図 4-1-3 ごみ処理費内訳



第2節 ごみの総量と組成

表 4-1-4 戸田市ごみ総量

(単位：t)

※人口・世帯数は各年4月1日現在

		令和4年度		令和5年度		令和6年度	
人口(人)		141,206		141,927		141,988	
世帯数(世帯)		67,776		68,663		69,414	
可燃ごみ		20,256.7		19,505.2		18,926.8	
不燃ごみ		1,073.8		1,016.1		949.7	
粗大ごみ		1,122.4		1,169.6		1,049.5	
下水ごみ(廃土)		57.4		84.9		84.5	
搬入品目		搬入量	資源排出量	搬入量	資源排出量	搬入量	資源排出量
金属缶類	スチール缶	557.3	172.6	538.6	147.3	523.2	134.0
	アルミ缶		300.5		263.7		251.1
	その他の金属		9.3		7.8		8.9
ガラスびん類	無色ガラス	876.6	254.6	843.7	227.7	800.0	208.2
	茶色ガラス		211.1		186.7		174.3
	その他ガラス		344.9		281.2		276.5
	生きビン		26.2		22.4		20.8
ペットボトル		721.8	607.2	602.5	607.2	776.0	604.9
その他のプラスチック類		1,176.4	675.3	687.6	675.3	1,127.8	724.9
雑紙		379.9	369.4	361.3	369.4	369.0	359.0
小計		3,712.0		3,033.7		3,596.0	
直接資源化量							
布類 紙類	新聞	488.5		448.2		418.9	
	雑誌(シュレッダーごみ含む)	868.6		807.4		766.1	
	段ボール	1,633.2		1,574.7		1,525.0	
	布類	554.1		568.8		560.0	
	紙パック	29.8		28.7		27.5	
	小計	3,574.2		3,427.8		3,297.5	
家庭ごみ合計		29,796.5		28,237.3		27,904.0	
事業系可燃ごみ		14,270.8		14,990.7		14,618.9	
ごみ総排出量		44,067.3		43,228.0		42,522.9	
1人1日当たりのごみ排出量 (単位：g)		855.0		834.5		820.5	
1世帯1日当たりのごみ排出量 (単位：g)		1,781.3		1,724.8		1,678.4	

表 4-1-5 令和 6 年度ごみ質分析結果

ごみの種類組成	平均（%・合計 100）	備考
紙 類	29.0	2箇月に1度、もやすごみ（事業系ごみ含む）をサンプリング採取し、ごみの組成を分析結果した平均値
布 類	5.0	
ビニール 類	1.5	
プラスチック 類	8.6	
ゴム、皮革 類	0.2	
木、竹、わら 類	8.1	
厨 芥 類	43.5	
金 属 類	0.8	
ガ ラ ス 類	0.0	
セトモノ、石、砂 類	0.2	
そ の 他	3.1	

（蕨戸田衛生センターのデータより）

第 3 節 し尿処理対策の処理状況

し尿については、昭和 29 年度より収集を業者に委託し、処理を蕨戸田衛生センターで実施していますが、本市の場合は、公共下水道の普及に伴い、対象世帯や処理量は毎年減少を続けています。

表 4-1-6 し尿年度別処理状況

年度	区域人口 (人)	区域外人口 (人)	人口計 (人)	区域世帯 (世帯)	区域外世帯 (世帯)	世帯計 (世帯)	搬入量 (kℓ)		
							生し尿	浄化槽	合 計
R 2	140	65	205	64	33	97	258	5,417	5,675
R 3	128	61	189	57	32	89	219	4,883	5,102
R 4	116	57	173	53	29	82	199	4,495	4,694
R 5	95	54	149	45	28	73	173	4,244	4,417
R 6	79	53	132	39	25	64	164	3,909	4,073

第4節 家庭ごみの収集日及びごみ集積所の数

家庭ごみの収集日は、下表のとおり、地区別に「もやすごみの日」「もやさないごみの日」「資源物の日」に分かれており、各家庭が指定された曜日の朝8時までにごみ集積所へ排出することになっています。

表 4-1-7 ごみ収集日・ごみ集積所数一覧表

地区		ごみ収集日			ごみ集積所数		
		もやすごみ	もやさないごみ	資源物	路上	共同住宅	合計
1	喜沢1・2丁目 下戸田1・2丁目 中町1丁目	水・土	火	月	265	293	558
2	中町2丁目 喜沢南1・2丁目 川岸1・2丁目 下前1・2丁目	水・土	金	木	210	171	381
3	上戸田1～5丁目 大字上戸田 大字新曽 大字下笹目	火・金	月	土	349	742	1,091
4	本町1～5丁目 戸田公園 南町 川岸3丁目	火・金	木	水	193	302	495
5	新曽南1～4丁目 笹目南町 氷川町1～3丁目 早瀬1・2丁目 笹目5～8丁目	月・木	水	火	318	223	541
6	笹目1～4丁目 笹目北町 美女木1～8丁目 美女木東1・2丁目 美女木北1～3丁目	月・木	土	金	338	310	648
				合計	1,673	2,041	3,714

(令和6年11月末日現在)

第2章 資源ごみのリサイクル

第1節 分別収集とリサイクルの流れ

1. リサイクル事業の概要

現代社会におけるごみの問題は、排出量の増加や種類の多様化により深刻化しています。その処理に関しては、従来どおりの収集運搬及び処分等の適正処理に加え、減量化や資源化を図ることが必要となってきています。

したがって、リサイクルを通じた環境に優しい循環型システムの構築は必須課題であり、行政、市民、事業者それぞれが実践していかなければなりません。

本市では、生ごみのたい肥化やペレット化、庁舎等から排出された雑紙を用いて製造したトイレットペーパー「戸田ロール」の町会・自治会へのあっせん等、様々な事業を通じてリサイクルを推進するとともに、市民の環境意識の啓発に努めています。

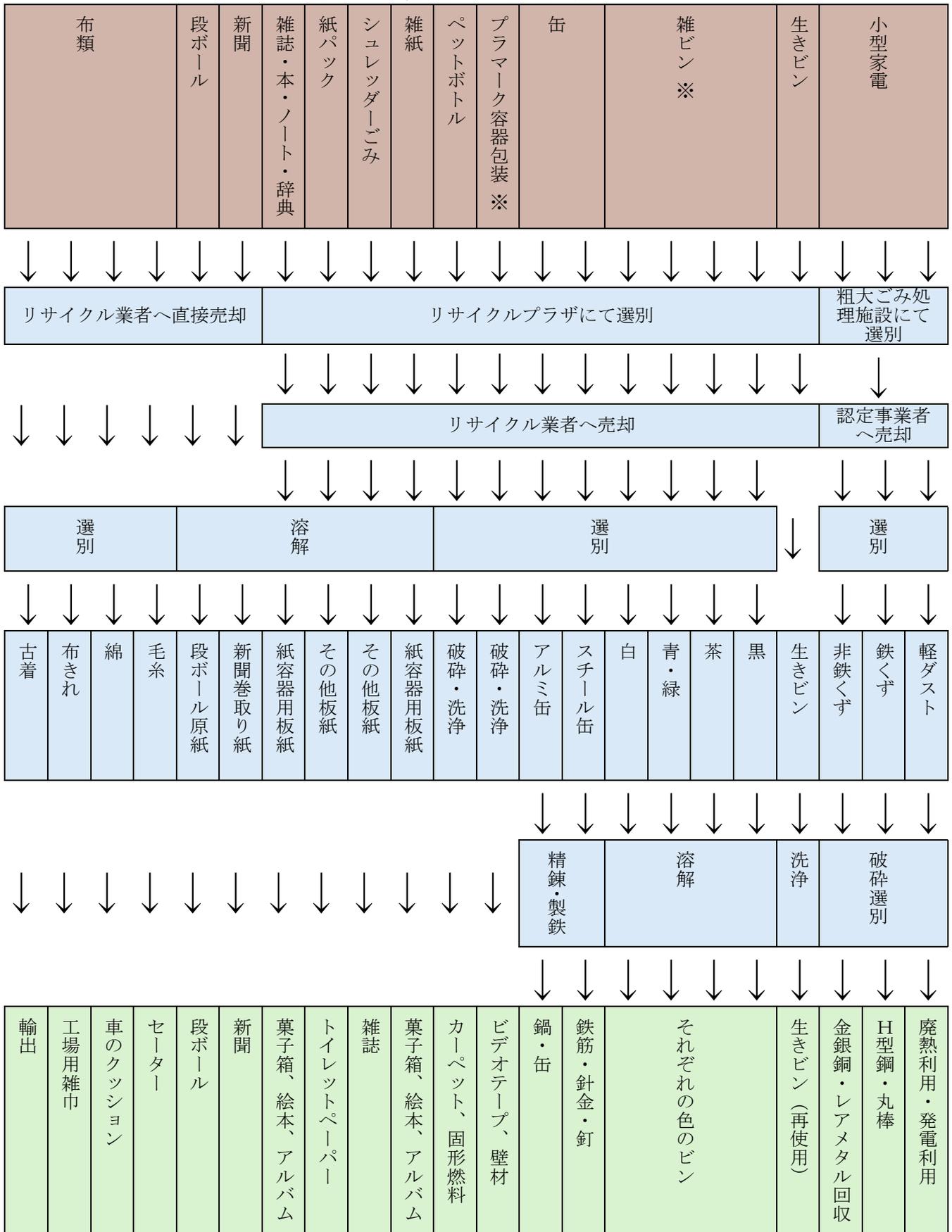
2. ごみの分別と出し方

表 4-2-1 令和6年度 ごみの分別と出し方

区分	主なごみ		出し方
もやすごみ	生ごみ、汚れた紙、枝切れ、革製品、CD、ビデオテープ、アルミホイル、写真、プラマークのついていないプラスチック製品		白色半透明又は透明の袋
もやさないごみ	ペットボトル	ペットボトルマークのあるもの（飲料水、酒類、しょうゆ等）	青カゴへ
	プラマーク容器包装	プラマークのあるもの（プラスチック製容器包装、発泡スチロール及びトレイ、ビニール袋）	白色半透明又は透明の袋
	雑紙	包装紙、紙袋、封筒、ハガキ	白色半透明又は透明の袋（紙袋も可）
	危険物	二次電池・体温計・血圧計・蛍光管、乾電池・ボタン電池・ライター、消火器・バッテリー	白色半透明又は透明の袋（消火器・バッテリーはそのまま、二次電池は透明の袋）
	不燃物等	セトモノ、ガラス類、傘、小型家電製品（一辺が40cm未満）	黄または赤カゴへ
資源物	カン・金属類	空き缶、茶筒、菓子缶、やかん、フライパン、その他金属（銅・ステンレス・真鍮）	青カゴへ
	スプレー缶等	スプレー缶、カセットコンロ用ガスボンベ	黄カゴへ（中身を使い切り、穴あけ不要）
	布類	衣類、カーテン、布、タオルケット、毛布	白色半透明又は透明の袋
	紙類	新聞・チラシ、段ボール、雑誌・本・ノート・辞典、紙パック、シュレッダーごみ	ヒモでしばる（シュレッダーごみは白色半透明又は透明の袋）
	ビン類	生きビン、雑ビン	生きビンは赤カゴへ 雑ビンは青カゴへ
粗大ごみ	一辺が40cm以上のもの（ふとん、座布団、マットレス、ソファ、自転車等）		電話もしくは電子申請にて回収予約（有料）

3. リサイクルの流れ

図 4-2-1 資源ごみの処理工程フロー



※ペットボトルの一部、プラマーク容器包装及び雑ビンは、業者へ売却ではなく容器包装リサイクル協会に引き渡し

第2節 資源回収の収集量及び売却金額

資源物の「布類」「紙類」については、収集後、本市がリサイクル業者へ直接売却しており、その売上金の一部は町会・自治会へ「資源回収報奨金」として還元しています。

表 4-2-2 令和6年度 資源回収品目別売上

	新聞	雑誌	段ボール	布	紙パック	合計
回収量 (k g)	418,920	766,070	1,525,030	560,070	27,510	3,297,600
売却額(円)税抜	3,351,360	3,830,350	12,200,240	560,070	302,600	20,244,630

第3章 その他の事業

1. 犬の登録と狂犬病予防

飼い主には、飼い犬を狂犬病から守ると同時に、社会に対する責務として、狂犬病予防法に基づき、生後91日以上の子犬の登録及び狂犬病予防注射の接種が義務付けられています。

なお、本市では、毎年4月に狂犬病予防注射の集合注射を実施しています。

表 4-3-1 犬の登録と狂犬病予防注射

	登録頭数	新規登録数	注射済頭数	注射実施率(%)
平成27年度	5,405	359	3,320	62.2
平成28年度	5,045	418	3,313	65.7
平成29年度	4,953	396	3,400	68.7
平成30年度	4,909	405	3,328	67.8
令和元年度	4,976	401	3,160	63.5
令和2年度	5,129	596	3,335	65.0
令和3年度	5,331	510	3,354	62.9
令和4年度	5,514	462	3,562	64.6
令和5年度	5,699	476	3,577	62.8
令和6年度	5,898	486	3,797	64.4

2. 動物の死体処理

交通事故等により死亡した飼い主の分からない動物死体は、市が現場にて回収を実施しています。

また、ペットに関しては、飼い主からの依頼に応じて、動物専用焼却炉における合同葬を実施しています。(平成12年9月より有料化・令和元年10月1日から1体1,570円)

表 4-3-2 動物死体の処理数

	動物死体回収数(事故等)	合同葬受付数
令和2年度	594	113
令和3年度	641	118
令和4年度	565	143
令和5年度	545	129
令和6年度	542	127

3. あき地の指導

あき地に雑草が繁茂したまま放置されていると、ごみの不法投棄を誘発し、火災や犯罪、害虫の発生原因となるため、「戸田市あき地の環境保全に関する条例」により所有者に対して指導を行っています。

4. 生ごみ処理機器購入費補助金事業

家庭から出る生ごみの自家処理の促進を目的として、生ごみ処理機器の購入者に対して、購入費の一部を補助しています。

表 4-3-3 補助金による生ごみ処理機器設置台数

	コンポスト(基)	バケツ型(基)	電気式(基)	補助金額計(千円)
令和2年度	2	0	10	246
令和3年度	2	1	13	247
令和4年度	2	0	14	287
令和5年度	0	0	16	425
令和6年度	0	0	22	479



サクラソウ



モクセイ

カワセミ

